

養護老人ホーム松鶴荘特別扶助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定による措置を受けて、養護老人ホーム松鶴荘に入所する者のうち無年金（無収入）者等に対して、日常経費の支援を目的とした特別扶助費（以下「扶助費」という。）を支給することにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 扶助費の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 月の初日に在所している者
- (2) 公的年金その他の定期的な月額収入が10,000円未満の者
- (3) 現金及び預貯金等の所持金額が250,000円未満の者

2 前項第1号の規定にかかわらず、月の途中から入所した者で、同項第2号及び第3号に該当する場合は、その入所日の属する月から支給対象者とする。

(支給額)

第3条 扶助費の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 支給額は、1人月額10,000円を限度とし、恒常的な月額収入がある場合は、10,000円からその恒常的な月額収入額を差し引いた額とする。
- (2) 新規入所者で支給対象となる場合の入所した月の支給額は、その入所日が、当該入所月の15日以前の場合は認定月額全額とし、16日以降の場合は認定月額の半額とする。

(支給停止)

第4条 支給対象者が扶助費を預金し、その金額が250,000円に達したときは、一時的に支給の停止をすることができる。

(支給日)

第5条 扶助費は、対象者に毎月末日に支給するものとする。ただし、末日が休日又は祝祭日に当たる場合は、前営業日に支給するものとする。なお、新規入所者で該当する場合は、随時支給とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。